

各論

第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備・運営

1 概況

社会福祉施設については、各節においてふれているところであるが、ここでは全般的な概況と全施設に共通する諸問題についてふれることにする。

社会福祉施設には大別して、保護施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、精神薄弱者援護施設、母子福祉施設等があつて、おおむね対象者の福祉に欠ける状態の程度、種類、性格、年齢別に機能的に分化しており、その設置経営主体は一部の施設を除き、国、地方公共団体および社会福祉法人とされている。

社会福祉施設の数、入所定員、現在員、職員数は第4-4-1表のとおり昭和44年末現在で総数2万2千施設総入所定員135万人、現在員127万人、職員数は専任、兼任合わせて18万人に達している。

第4-4-1表 社会福祉施設数、定員、現在員および従事者数(44年12月末現在)

第4-4-1表 社会福祉施設数、定員、現在員および従事者数  
(44年12月末現在)

	施設数			定員			現在員			従事者数		
	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立
総数	22,450	14,725	7,725	1,349,122	826,824	522,298	1,269,156	753,887	515,269	183,280	107,004	76,221
保護施設	424	241	183	26,210	17,319	8,891	21,170	12,357	8,813	3,182	1,685	1,497
老人福祉施設	1,090	740	350	70,283	42,644	27,639	69,608	41,267	28,341	14,324	8,462	5,862
身障更生援護施設	249	154	95	10,218	6,622	3,596	8,220	4,884	3,336	4,534	3,000	1,534
婦人保護施設	62	47	15	2,256	1,639	617	1,205	822	383	440	339	101
児童福祉施設	19,255	12,741	6,514	1,206,276	740,547	465,729	1,143,428	681,801	461,627	152,830	88,965	63,865
うち保育所	13,416	8,399	5,017	1,117,362	705,190	412,172	1,065,894	652,597	413,297	114,175	67,975	46,200
精神薄弱者援護施設	165	47	118	11,207	3,920	7,287	10,289	3,415	6,874	3,264	1,379	1,885
母子福祉施設	45	31	14	705	463	242	—	—	—	314	179	135
その他の社会福祉施設	1,160	724	436	21,967	13,670	8,297	15,236	9,341	5,895	4,342	2,995	1,347

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査報告」

- (注) 1 保護施設の定員、現在員および従事者数からは医療保護施設分を除いている。
- 2 児童福祉施設の定員、現在員および従事者数からは助産施設および母子寮分を除いている。
- 3 その他の社会福祉施設の定員、現在員および従事者数からは無料低額診療施設分を除いている。

最近においては、国地方公共団体、民間社会事業家の努力により、これら施設のなかでもねたきり老人・心身障害者(児)、保育に欠ける児童のための施設の整備充実が図られている。しかしながら、なお現在求められている施設サービスをみたすことができず、また将来はさらに要收容者、利用者が増加する見込みである6このように施設数は絶対的に不足している状況なので今後、重点的かつ計画的な整備をすすめる必要がある。

## 各論

## 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

## 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

## 第1節 社会福祉施設の整備・運営

## 2 社会福祉施設の整備

社会福祉施設数の年次別推移は、第4-4-2表のとおりである。施設数は全体としてはかなりの増加傾向にある。これは、わが国が経済規模の拡大に伴い、経済的余力を備えてきたことから、ある程度の財政資金を社会福祉施設の整備、運営に投入できるようになったことや、老人、心身障害者(児)や保育に欠ける児童等、経済の繁栄から取り残されがちな人々に対する福祉サービスへの国民の関心が高まったことなどに関連して、国、地方公共団体、民間の努力が実を結びだしてきたことによるものと考えられる。

第4-4-2表 社会福祉施設数の推移

	40年末	41	42	43	44
総 数	16,453 (100.0)	17,343 (105.4)	18,292 (111.2)	21,022 (127.8)	22,450 (136.5)
保 護 施 設	504 (100.0)	483 (95.8)	463 (91.9)	441 (87.5)	424 (84.1)
老 人 福 祉 施 設	795 (100.0)	873 (109.8)	936 (117.7)	1,003 (126.2)	1,090 (137.1)
身体障害者更生援護施設	169 (100.0)	180 (106.5)	227 (134.3)	237 (140.2)	249 (147.3)
婦 人 保 護 施 設	67 (100.0)	65 (97.0)	64 (95.5)	64 (95.5)	62 (92.5)
児 童 福 祉 施 設	14,020 (100.0)	14,719 (105.0)	15,520 (110.7)	17,993 (128.3)	19,255 (137.3)
う ち 保 育 所	11,199 (100.0)	11,619 (103.8)	12,158 (108.6)	12,732 (113.7)	13,416 (119.8)
精神薄弱者援護施設	70 (100.0)	88 (125.7)	104 (148.6)	130 (185.7)	165 (235.7)
その他の社会福祉施設	828 (100.0)	935 (112.9)	978 (118.1)	1,154 (139.4)	1,205 (145.5)

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

(注) ( ) 内の数値は、40年末を100とした場合の指数である。

これらの施設のうち、ねたきり老人や重度の心身障害者(児)のための施設は、特別養護老人ホームが40年末の36施設から44年末の109施設へ、重度身体障害者援産施設が3施設から7施設へ、重症心身障害児施設が3施設から20施設へと、それぞれ増加している例にみられるように特にのび率が高い。

これは、こうした施設の数が増加していることにもよるが、国としてこのような施設については、特に緊急に整備する必要があるため増設に努めていることによる面が強い。また、施設の増加数についてみると人口構造の老齢化や核家族化、共稼ぎ世帯の増加等の社会経済の変化を反映して、養護老人ホーム等の老人ホームや保育所などの増加が大きい。

反面,戦後一時期においては社会的需要が高かつたものの,国民生活が比較的向上した今日の時点においては社会的需要が相対的に低くなっている宿所提供施設,母子寮等のような施設もあり,社会経済上の変動に対応して施設の役割が変遷しているといえる。

社会福祉施設の定員については,施設数のこのような増減とほぼ同じ動きを示しているといえる。

一方,戦前または戦後早い時期に設置された木造の老朽施設は多く,入所者の処遇の向上および施設の保安上の観点から,今日放置できない状態となつている。国ではこのような施設については,昭和38年度から補助金を優先的に交付するとともに,無利子の融資の措置を講じ,ブロック造りまたは鉄筋コンクリート造りに建て替えを促進している。44年度においては第2次3か年計画の第2年次分として国庫補助金4億700万円,都道府県補助金2億380万円,社会福祉事業振興会の無利子融資3億800万円を投入し,保育所,保護施設,養護老人ホーム,老護施設等の施設が59か所建て替えられている。しかし,この措置も民間の老朽施設の建て替えの場合に限れているものであり,公立の老朽施設の建て替えについては特にこのような助成措置は講じられていない。このため,公立の老朽施設の建て替えは遅々としてすすまない現状にある。調査によれば,44年4月30日現在で民間の木造老朽施設は約17万 $m^2$ あることが明らかになつており,また,公立の老朽施設もおよそ90万 $m^2$ あるものと推計され,助成措置によるその建て替えの促進が強く望まれているところである。

このような老朽施設の建て替えをも含めて社会福祉施設全般の整備水準は前述したようにきわめて低い状態にある。特にねたきり老人のための施設や重度の心身障害者(児)のための施設および医療技術の進歩等に伴い,新たに専門的処置を要することが明らかになつている自閉症児,脳性小児麻ひ,難聴幼児,進行性筋萎縮症児のための施設整備の水準は,その施設サービスの社会的需要に比するとき皆無か,さもないければ皆無に等しい実情にある。

国では,今日,国民福祉の向上を図るため,このように大幅に不足している社会福祉施設を緊急に整備する必要に迫られているところである。

各論

第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備・運営

3 社会福祉施設の整備財源

社会福祉施設の整備財源は、昭和44年度において約200億円に達しており、その内訳は第4-4-3表のとおりである。

第4-4-3表 社会福祉施設の整備財源の内訳(44年度)

第4-4-3表 社会福祉施設の整備財源の内訳  
(44年度)

	件 数			金 額		
	総 数	公 立	民間立	総 数	公 立	民間立
	件	件	件	百万円	百万円	百万円
総 数	2,776	1,732	1,044	19,891	9,900	9,991
補 助 金	1,147	922	225	6,104	3,807	2,297
国	1,147	922	225	4,299	2,681	1,618
地方公共団体				1,805	1,126	679
融 資	1,257	810	447	9,693	6,093	3,600
社会福祉事業振興会	447	—	447	3,600	—	3,600
特別地方債	810	810	—	6,093	6,093	—
そ の 他	372	—	372	4,094	—	4,094
日本自転車振興会	282	—	282	2,776	—	2,776
日本小型自動車振興会						
日本船舶振興会	27	—	27	370	—	370
お年玉年賀葉書寄附金	63	—	63	234	—	234
共 同 募 金	—	—	—	714	—	714

厚生省社会局調べ

(注) 1 総数の件数は延べ数である。

2 共同募金の件数、金額は施設整備以外に配分したものを含む。

このうち、国庫補助(負担)制度は、地方公共団体や社会福祉法人などが施設を整備する場合にその整備費の1/2に相当する金額を国が補助(負担)するものである。44年度においては前年度の7億円増の43億円、45年度においては前年度の10億円増の53億円が計上されている。

その配分実績を施設ごとに44年度についてみると、特別養護老人ホームが最も多く10億200万円(49か所)ついで保育所の6億3,300万円(523か所)、養護老人ホームの4億8,800万円(53か所)、精神薄弱児施設の2億9,100万円(35か所)、精神薄弱者更生施設の2億4,900万円(30か所)の順となつている。

都道府県補助(負担)制度は、市町村や社会福祉法人などが施設を整備する場合にその整備費の1/4に相当す

る額を都道府県が補助(負担)するものである。

特別地方債は、地方公共団体が社会福祉施設等を整備しようとする場合に年金積立金の還元融資として行なわれるものであり、整備財源のなかでは最も高い割合を占めているものである。

社会福祉事業振興会融資制度は、民間社会福祉施設の整備に必要な資金として貸し付けられるものであり、その貸付条件は、利率5分1厘1毛、無利子期間最長2年、償還期限最長20年である。貸付原資は、国庫出資金のほかに39年度から導入された資金運用部資金借入金でまかなわれており、44年度は35億円(うち借入金33億円)、45年度は41億円(うち借入金38億円)と毎年増額が図られている。

公営競技益金の配分金は、いわゆる競輪、オートレース競艇の益金の一部が民間社会福祉事業に補助されているものであつて、補助の実施主体はそれぞれ日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、日本船舶振興会とされており、それぞれ相当額の資金が毎年施設整備のために投入されている。なおこれらの記分金は、国庫補助金の交付されたものについては、配分されないこととされている。

また、お年玉年賀葉書寄附金は、寄附金つきお年玉つき郵便葉書の寄附金の相当部分が、共同募金についてはいわゆる赤い羽根による共同募金の寄附金の相当部分が民間社会福祉施設の整備費に配分されているものである。

主要な整備財源は以上のとおりであるが、整備財源の確保および調達方法、補助、融資条件、設置者の自己負担等については、なお問題も多く、早急な解決が必要である。

各論

第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備・運営

4 社会福祉施設の職員

社会福祉施設に従事する職員数の年次別推移は第4-4-4表のとおりである。このうち、いわゆる収容施設で養護老人ホームの職員数の占める割合が高い。これら職員の職種には、施設長、職業指導員、生活指導員、児童指導員、保母、寮母、医師、看護婦、PT(理学療法士)、OT(作業療法士)、栄養士、調理員、事務員等多岐にわたっている。

第4-4-4表 社会福祉施設の職員数の推移(専任のみ)

第4-4-4表 社会福祉施設の職員数の推移(専任のみ)

(単位:人)

	40年末	41	42	43	44
総数	104,485	114,833	125,955	139,221	152,073
保護施設	2,617	2,643	2,631	2,670	2,700
老人福祉施設	8,355	9,494	10,556	11,500	12,747
身体障害者更生援護施設	1,944	2,085	2,770	3,081	3,195
婦人保護施設	307	273	262	264	268
児童福祉施設	88,029	96,140	105,512	116,544	127,517
うち保育所	64,039	69,603	77,122	85,857	95,483
精神薄弱者援護施設	1,115	1,433	1,670	2,113	2,584
母子福祉施設	—	—	—	190	222
その他の社会福祉施設	2,120	2,765	2,554	2,859	2,840

資料:厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

- (注) 1 保護施設からは医療保護施設を除いている。  
 2 児童福祉施設からは助産施設を除いている。  
 3 その他の社会福祉施設からは無料低額診療施設を除いている。  
 4 総数からも医療保護施設等前記3施設を除いている。

社会福祉施設の職員はこのように必ずしも充足されていない現状から、国においては従来より、社会福祉事業関係職員の充足には意を注いでいるところであり、東京(本科400人、研究科100人)および大阪(本科100人、研究科50人)の社会事業大学に職員の養成を委託するとともに、資格認定講習会、福祉事務所現業職員研修等の社会福祉事業職員研修および社会福祉事業職員通信教育を委託しているところである。

しかし、最近における若年労働力のひつ迫によつて、施設において特に専門職員の確保を図ることが増々困難となつてきており、その養成確保の抜本対策を講じることが喫緊の課題となつている。

民間の社会福祉施設の常勤職員の待遇改善の一環とされている現行の制度として社会福祉事業振興会の運営している退職手当共済制度がある。この制度による毎年度の退職手当金の支給に要する費用は国と

都道府県の補助金と施設経営者の負担する掛金によりまかなわれており、国と都道府県がそれぞれ給付費の1/3という高率の補助を行なっている関係もあり、施設経営者の掛金は比較的安く定められている。ちなみに44年度においては施設経営者の掛金は職員1人につき年額1,550円であり、他方退職手当金の計算の基礎となる額は17,300円と定められていた。ところが、従来の制度は退職者の本給のいかんを問わず、一律に退職手当金の計算基礎額が定めることとしていたため、関係各方面から公務員の場合に準じて、退職者の本俸の額に応じて計算基礎額を定めるべきであるとの強い要望があり、45年度からはこの計算基礎額を退職者の退職月前(退職日が月の末日である場合は、その月以前)の最後の6か月間の平均本俸額が、26,000円以上のときは26,000円とし、その額が26,000未満のときは19,000円とし、本制度のいつそうの充実が図られることとなった。しかし、なお本制度の加入対象施設がごく限られており、社会福祉施設職員の待遇の向上を図るうえから、その拡大が望まれているなど、今後改善すべき点が残されている。

第4-4-5表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概況

第4-4-5表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概況

	40年度	41	42	43	44
退職手当支給人員 (人)	7,031	5,937	6,666	6,324	7,841
退職手当支給総額 (千円)	94,218	103,421	151,918	191,633	254,363
加入者数 (人)	38,095	41,892	46,141	51,351	52,285
単位掛金額 (円)	740	860	1,080	1,230	1,550

厚生省社会局調べ

## 各論

### 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第1節 社会福祉施設の整備・運営

##### 5 社会福祉施設の運営

社会福祉施設については、おおむね生活保護法、老人福祉法、児童福祉法等社会福祉関係法律の規定に基づく措置のための委託が制度化されており、施設に該当者を委託した場合、施設の運営費に関して、公費負担が行なわれることとされている。その負担割合は原則として国が8/10都道府県または市が2-10とされているが、市町村立、社会福祉法人立の保育所、母子寮などは、国が8/10、都道府県が1/10、市町村が1/10とされており、市町村長の住民福祉を図るうえでの責任が他のものに比して明確化されている。

運営費は、施設入所者の飲食物費を主とする事業費と施設の職員の給与等人件費を主とする事務費からなっている。このうち事務費の主要部分を占める施設職員の人件費は、国家公務員に準じて格付けされており、毎年度国家公務員のベースアップに見合う給与水準の引き上げが図られている。

昭和44年度においては、社会福祉施設の職員の待遇改善を図るため、3か年計画で施設長、指導員、医師、看護婦、寮母、保母等の職種の給与改善(格付是正)の措置を講じることとし、初年度分として、このための費用15億円を計上するとともに、特別養護老人ホームの寮母等業務の困難な職種にかかる俸給の調整額(3億円)の創設が図られ、また、各種施設の職員の増員、肢体不自由児通園施設の運営費の新設、旅費、庁費の増額等、運営費について所要の改善が行なわれた。この結果、施設運営費の改善分総額は43億円となり、国庫が負担する施設運営費の総額は692億円となつている。

さらに、45年度においても、職員の給与改善費(格付是正3か年計画の2年次分)として26億円が計上されるとともに、庁費の大幅増額(職員1人当たり10,500円から16,000円への増額)、各種施設の職員の増員等が行なわれ、この結果施設運営費の改善分総額は99億円となり、施設運営費総額は880億円となつている。

このように、運営費の改善は人件費をはじめとして年々図られているが、それにもかかわらず改善がまだまだ十分でないこと等もあつて、とくに最近では、民間の社会福祉施設の運営に種々困難をきたしている状況にある。なかでも、保母、寮母、看護婦、指導員等、入所者の処遇にあたる施設の職員の業務はとくに困難をきわめるものだけに、できるだけ待遇改善を行なうよう毎年努めているが、施設の職員の確保が年々深刻化するだけに職員の待遇改善は喫緊の課題となつている。



各論

第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第2節 福祉事務所および福祉センター

1 福祉事務所

福祉事務所は地域住民と密接に接触を保ちつつ社会福祉行政の推進にあたる第一線機関であり、福祉行政推進の中核をなすものである。その設置については、社会福祉事業法に定めがあり、都道府県、市および特別区は設置の義務が課せられ、町村は任意に設置することができる。昭和44年6月1日現在福祉事務所の総数は1,032か所であり、このうち郡部を管轄する都道府県が設置する福祉事務所は348か所、市および特別区が設置するもの682か所、町村が設置するもの2か所となっている。

第4-4-6表 社会福祉施設運営費の推移(当初予算)

第4-4-6表 社会福祉施設運営費の推移(当初予算)

(単位:百万円)

	40年度	41	42	43	44	45
総 額	32,867	39,086	45,746	54,647	69,200	87,971
保 護 施 設	952	1,034	1,129	1,249	1,516	1,814
身体障害者更生援護施設	1,008	1,198	1,269	1,506	1,866	2,359
老 人 福 祉 施 設	6,490	7,784	9,351	11,087	13,223	16,724
婦 人 保 護 施 設	250	259	290	308	342	379
児 童 福 祉 施 設	23,620	27,778	32,542	38,995	50,129	63,301
う ち 保 育 所	11,751	14,226	17,309	21,617	29,604	38,320
精 神 薄 弱 者 援 護 施 設	567	1,033	1,165	1,502	2,104	3,394

厚生省社会局および児童家庭局調べ

福祉事務所の業務は、生活保護法、児童福祉法、母子福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法および精神薄弱者福祉法のいわゆる社会福祉六法に定める、援護、育成または更生の措置に関する事務をつかさどるほか、その他の社会福祉に関する事務も、各都道府県知事または市町村長からの委任等により、必要に応じて取り扱っている。

福祉事務所の職員は、所長、指導監督を行なう所員、現業を行なう所員、事務を行なう所員のほか、各福祉法による身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、老人福祉指導主事、児童福祉司等により構成されており、全国の福祉事務所の総職員数は44年6月1日現在3万4,078人が配置されている(第4-4-7表参照)。このうち特に現業を行なう職員は、福祉事務所活動の中心となり、社会福祉六法の要援護者の措置の必要の有無およびその種類を判断し、生活指導および調査等にあたるが、その業務の遂行にあたって専門的な知識および技能を要し、その活動が社会福祉行政の推進役たる重要な職員でもあるので、社会福祉事業法で一定の資格基準をも定めるとともに、必要な職員についての定数基準を定めている。44年6月1日現在で9,544人の現業員が配置されている。

第4-4-7表 福祉事務所職種別職員数(44年6月1日現在)

第4-4-7表 福祉事務所 職種別職員数  
(44年6月1日 現在)

区分	所長	次長	課長				係長 (課長係長以外) 査察指導員	六法担当員		五法担当員	現業員	身体障害者福祉司	精神薄弱者福祉司	老人福祉指導主事	家庭児童福祉主事	児童福祉司	福事社務六職 法員	福祉社六法 外員	家相談員		婦人相談員		母子相談員		母子福祉員		嘱託 医	合計	福祉事務 所職員 以外 の職員
			査察指導員	兼ねていない者	兼ねていない者	兼ねていない者		現業担当員	専任面接員										常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤			
総数	1,032	296	212	482	1,299	1,458	280	8,630	197	717	496	166	243	58	64	5,357	8,903	35	1,121	76	176	182	544	—	700	1,354	34,078	3,813	
郡部	348	78	194	331	314	287	124	3,095	1	216	231	98	91	23	29	1,358	784	4	437	22	42	113	457	—	630	399	9,706	1,307	
市部	684	218	18	151	985	1,171	156	5,535	196	501	265	68	152	35	35	3,999	8,119	31	684	54	134	69	87	—	70	955	24,372	2,506	

厚生省社会局調べ

(注) 町村設置の福祉事務所分については市部欄に計上した。

現業員の業務については、福祉各法の制定に伴う業務量の増大、生活保護事務の偏重等が従来から問題となっており、また、近年社会福祉の分野で老人、児童、身体障害者等いわゆる社会福祉五法の分野に対する国民の関心も高まり、この分野における現業員の活発な活動が強く望まれているところである。このため43年度において、地方交付税により、人口10万人当たり2人の割合でこれら福祉五法を専門に担当する現業員を配置する措置がとられることとなり、44、45年度にはそれぞれ2人づつが増員され、45年度において人口10万人当たり6人の五法担当現業員を福祉事務所に配置する財政的裏づけが確保されたところである。この現業員の職務は従来から配置されている各福祉法による身体障害者福祉司、老人福祉指導主事等の担当専門職員の指導監督を受けて各福祉法の第一線業務を行なうものであり、今後の活躍が期待されており、44年6月1日現在717名が配置されている。

福祉事務所制度は発足して19年を経たが、最近の急激な社会経済情勢の変動、また、各福祉施策の内容の充実、第一線機関である福祉事務所の運営にあたって種々検討すべき問題が生じている。

第1は福祉地区(福祉事務所は福祉地区ごとに1か所設置される。)に関する事で、町村合併による新市の誕生や人口の都市集中等により、管内人口5万未満の小規模福祉地区が全体の3割を占めるに至り、反面管内人口20万以上の大規模なものが全体の1割に達するというように福祉地区の規模の格差が顕著になってきており、さらに郡部の福祉地区についていわゆる飛び地がかなりみられるという状態で福祉地区の適正規模という観点からの再検討が必要となっている。

第2は専門職員の確保の問題である。社会福祉五法担当現業員は前述のごとく44年6月1日現在717名に達したが、今後福祉五法業務の実施体制の強化を図るためには、なお大幅な増員が必要である。一方現業員のうちその資格を有している者の率は72.1%と低いので、資格認定講習会等の実施により有資格者の確保充実を図っていく必要がある。

最後に、福祉事務所の所掌事務について、社会福祉事業法上、社会福祉六法を所掌するものと規定されているが、最近六法以外の事務が増大し、福祉事務所が地域社会における社会福祉のセンターとしての性格を強めてきている。

## 各論

### 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第2節 福祉事務所および福祉センター

##### 2 福祉センター

---

福祉センターは、市町村の地域において、児童から老人にいたるまで、広く住民の福祉を増進するための場として市町村が設置する施設である。福祉センターは昭和41年度から国民年金特別融資の対象に加えられ、44年度までに150市町村に対し総額33億5,520万円にのぼる融資が行なわれている。

福祉センターは、レクリエーション室、子供の遊び場、老人いこいの室、図書室等の設備を設け、住民に利用させるほか、民生委員・児童委員等による各種相談事業をはじめ、教養、文化レクリエーション等の場の提供会議場・結婚式等の提供等各種事業を行なっている。

福祉センターの運営は、地域住民が気軽に利用できるよう心掛けなければならないものとされ、利用料を取る場合にも適正な原価によるものとされている。

---

各論

第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

1 民生(児童)委員

民生委員は、地域住民の福祉増進のための相談指導調査等の自主的活動を中心に、福祉事務所その他関係行政機関への協力活動を行なう社会奉仕者であり、名誉職として厚生大臣が委嘱する。また、児童委員を兼ねて児童福祉、母子福祉等の活動に従事している。任期は3年で現在の定数は13万1,519人、そのうち婦人民生委員が3万9,088人で全体の3割を占めている。

第4-4-8表 民生(児童)委員の活動状況(44年度)

第4-4-8表 民生(児童)  
(44年度)

相談指導件数								
総数	家族関係の問題	住居の問題	健康の問題	しごとの問題	年金保険の問題	世帯更生資金その他の問題	生計費の問題	その他
4,298,930	694,332	312,438	587,679	377,363	454,227	557,617	510,278	1,004,474

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

委員の活動状況

調査、証明事務、連絡件数				諸会合行事への参加件数				相談指導調査のための訪問	
総数	調査	証明事務	施設団体公的機関との連絡	総数	民生委員協議会関係	社会福祉協議会関係	その他の会合行事関係	件数	日数
4,156,255	2,155,923	1,078,405	940,927	2,494,699	1,062,096	461,984	970,619	5,675,259	3,096,303

民生(児童)委員の活動状況は第4-4-8表にみられるようにきわめて広い範囲にわたっており、その重要性は増している。国としても、地域住民が気軽に相談指導等を受けられるための場を提供するとともに、民生委員の自己研修にも役立てる目的で35年度から心配ごと相談所に対する補助を行なっており、45年度には2,800か所に対して補助がなされることになっている。

最近における民生委員の活動の問題として都市部においては、人口の流動性が大きいことなどもあつて民生委員がその地域に浸透することが困難となつており、都市における積極的な民生委員活動が今後の課題である。

厚生白書(昭和45年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第3節 民間社会福祉活動

#### 2 社会福祉協議会

---

社会福祉協議会は、地域社会において住民が主体となり、公私の社会福祉事業関係者やこれに関心と熱意を持つ者の参加、協力を得て、その地域社会の社会福祉諸活動の総合調整を図り、組織化、効率化を促進することを目的とする民間組織である。この社会福祉協議会は、全国の市町村都道府県および中央の各段階に組織されており、それぞれの地域の実情に応じた活動を行なっている。

国においても、これらの活動を育成・強化するため、38年度から全国社会福祉協議会には企画指導員10人、都道府県および指定都市社会福祉協議会には福祉活動指導員294人を設置するために補助金を支出している。また、41年度からは、さらに市町村社会福祉協議会にも福祉活動専門員の設置補助を行ない、44年度までに663人が設置された。さらに43年度からは都道府県社会福祉協議会の一般事務職員に対して138人の補助を行なっている。

こうしたことから、組織体制の整備も年々すすみ、市町村段階の社会福祉協議会でも、その結成率はほとんど100%に近くなっている。また、専任職員数の増加、社会福祉法人化の傾向もいちじるしいものがある。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第3節 民間社会福祉活動

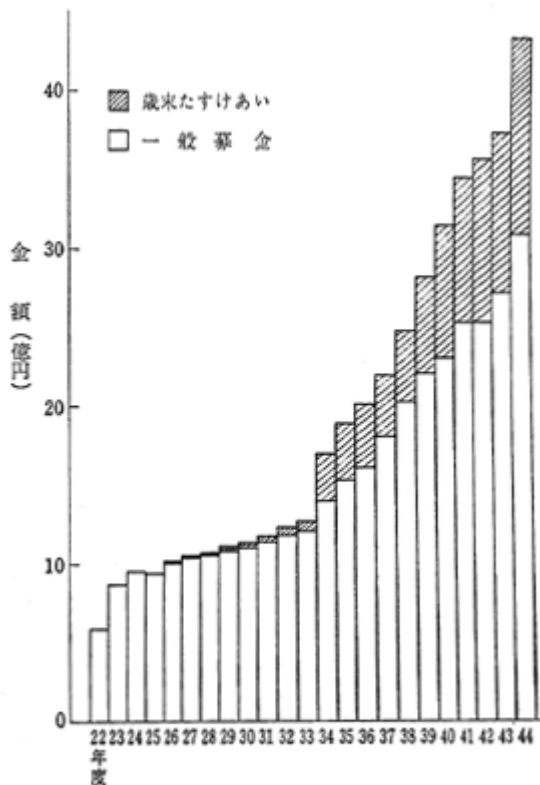
#### 3 共同募金

共同募金は、国民の善意を基盤とし、民間社会福祉事業を推進するための財源を造成しようとする自主的な全国的国民運動であり、わが国の民間社会福祉事業の振興に果たしてきた役割はきわめて大きいものがある。

この運動は、各都道府県に組織された共同募金会、およびその連絡調整機関としての中央共同募金会により実施されるが、その具体的な募金活動は毎年約250万人のボランティアにより行なわれている。第4-4-1図でみるようにその実績は年々増加しており、44年度の総額は43億8,338万円で43年度に比して12.8%のび、目標額の135.3%となつている。これを一般募金と歳末たすけあい募金に大別すれば一般募金は30億9,691万円(対43年度のび率12.5%)、歳末たすけ合い募金は12億8,647万円(対43年度のび率13.4%)で、相対的にみると一般募金ののびがここ数年来低くなつている。全体としても、国民経済の拡大や物価の上昇を考えれば、その実質的なのびは満足できるとはいえないものがある。

第4-4-1図 共同募金実績額

第4-4-1図 共同募金実績額



厚生省社会局調べ

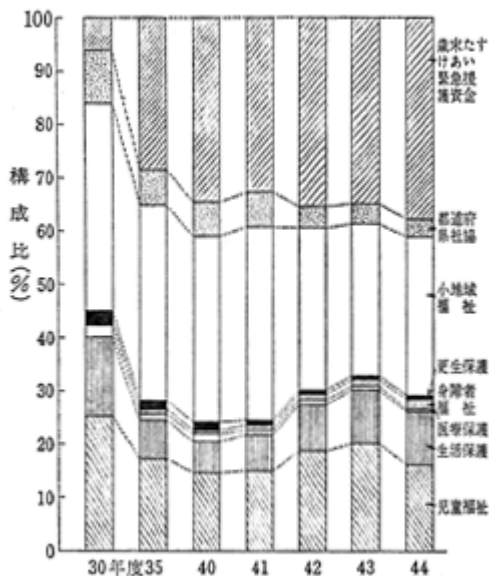
(注) 44年度は45年3月末日現在の集計による。

募金方法別では、戸別募金の占める割合が大きく(69.0%),法人募金(19.3%)を加えるとほぼ全体の9割に近い。とくに43年度には減少を示した法人募金ののびが目立っている(対43年度のび率41.2%)。

この配分は、各都道府県ごとに自主的に定められるが、在宅の寝たきり老人や心身障害児(者)のための援護事業に対しては全国共通の特別配分が設けられている。配分の状況は第4-4-2図のとおりであるが各種福祉施設の整備充実に重点がおかれているほか、歳末たすけあい14億円、こどもの遊び場づくりなどの小地域福祉事業12億円が大口の配分となっている。

第4-4-2図 共同募金配分の状況

第4-4-2図 共同募金配分の状況



厚生省社会局調べ



*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第4節 低所得対策

#### 1 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯等に対して生業費、医療費などを低利で貸し付けるとともに、必要な援助指導を行ない、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的とするものである。この制度は、必要とする資金を単に貸し付けるだけでなく、それと併行して民生委員が借り受け世帯に対して、その独立自活に必要な生活面での個別的な援助指導を行なうという点が特色となつている。

貸付業務の実施主体は、都道府県社会福祉協議会であり、貸し付けに要する資金は、全額を都道府県が都道府県社会福祉協議会に補助し、国は都道府県が補助する費用の2/3を都道府県に対し補助することになつている。貸付原資は年々累増されており、都道府県からの補助額は昭和44年度17億1千万円を加えて累計171億円余が都道府県社会福祉協議会において運用されている。

貸付資金の種類は、第4-4-9表のとおり7種類となつており、制度の内容改善を図ることから貸付条件等の改善を行なつているところであるが、45年度においては、4月より一部貸付限度額の引き上げ(更生資金および身体障害者更生資金の生業費15万円を20万円に、特に必要と認められる場合30万円を40万円に、同技能習得費、月額2,500円を月額3,000円に、生活資金の出産費8,000円を特に必要と認められる場合2万円に引き上げる。)貸付対象範囲の拡大(修学資金の貸し付け、高等学校または高等専門学校を高等学校、短期大学または高等専門学校に拡大)、制度運営上の取り扱いの改善(災害の場合の据置期間の延長、生活資金の生活費の貸し付けの特例、償還金の支払免除等)などを行なつた。今後も情勢に応じて制度の改善を図つて行く必要がある。

第4-4-9表 世帯更生資金貸付条件覧

第4-4-9表 世帯更生資金貸付条件一覧

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期限	備考
更生資金	生業費	以内円 200,000	1年 6月	6年	貸付限度 特に必要と認められる場合 400,000円以内 貸付期間 3年以内
	支度費	25,000			
	技能習得費	月 3,000			
身体障害者 更生資金	生業費	200,000	1年 6月 1年	8年	貸付限度 特に必要と認められる場合 400,000円以内 貸付期間 3年以内
	支度費	25,000			
	技能習得費	月 3,000			
生活資金	生活費	月 7,500	6月	5年 3年	貸付期間 技能習得費または療養資金 借受中 貸付限度 特に必要と認められる場合 20,000円以内
	出産費	8,000			
	葬祭費	10,000			
住宅資金	改修費	200,000	6月	6年 3年	
	転宅費	18,000			
修学資金	修学費	高校 月 1,500	6月	8年	貸付限度 特に必要と認められる場合 高校月3,000円以内、短大月5,000円以 内 自宅通学 高校10,000円以内 短大15,000円以内 自宅外通学 高校15,000円以内 短大25,000円以内
		短大 月 3,000			
	就学支度費	25,000			
療養資金		100,000	6月	5年	貸付限度 特に必要と認められる場合 150,000円以内
災害援護資金		150,000	1年	6年	

(注) 貸付利率は年3パーセント、ただし、据置期間および修学資金は無利子

貸付状況は第4-4-10表のとおりとなっており、44年度末までに累計321億8千万円、延べ貸付人員は41万4千人に達している。おもな傾向としては、更生資金、身体障害者更生資金が毎年度全体のほぼ半分を占めていることと、住宅資金の伸長があげられる。

第4-4-10表 世帯更生貸金貸付決定状況

第4-4-10表 世帯更生資金貸付決定状況

	44年度		累 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	35,315	5,169,677	414,072	32,184,100
更 生 資 金	9,200	1,689,266	172,746	13,933,356
身体障害者更生資金	4,290	891,851	32,201	4,095,481
生 活 資 金	162	6,775	9,619	251,587
住 宅 資 金	9,487	1,663,015	58,882	6,646,052
修 学 資 金	4,772	195,930	29,407	1,143,630
療 養 資 金	4,624	408,739	82,230	3,539,227
災 害 援 護 資 金	2,780	314,101	28,987	2,574,767

厚生省社会局調べ

また、償還の状況をみると、償還期日到来額に対する償還済額の比率は年々向上しており、44年度においては

87.0%となつている。

この制度の今後の問題としては、社会情勢および国民生活の実態の変動と低所得世帯の資金貸し付けの需要に即した制度内容の改善を図るとともに、貸付業務実施機関の事務体制の充実強化を推進することである。

---

---

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得対策

2 授産事業

授産事業は、労働能力の比較的低い低所得者等に対し就労の機会を与え、または技能を修得させてその保護と自立更生とを図ることを自的としている。

授産施設には、生活保護法に基づく授産施設(保護授産施設)と社会福祉事業法に基づく授産施設(社会事業授産施設)とがあり、行なわれている作業種目は、縫製、印刷製本、クリーニング、電気部品加工等多岐にわたっている。

授産事業は一定の施設に通つて行なう施設授産がたてまえとなつているが、稼働能力はありながら育児や病人の看護などの事情で毎日施設に通うことが困難な人々のため、家庭においても簡単な作業ができるように家庭授産も行なわれている。

授産施設の現況は第4-4-11表のとおりで、施設数は、施設授産292か所、うち家庭授産を併設しているもの104か所、利用者数は、施設授産8,727人、家庭授産7,916人、合計16,643人となつている。

第4-4-11表 授産施設の現況(44年12月末現在)

	施設授産		家庭授産	
	施設数	利用者数	施設数	利用者数
総数	292 か所	8,727 人	104 か所	7,916 人
保護授産施設	134	4,452	33	1,818
社会事業授産施設	158	4,275	71	6,098

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

授産事業は、近年施設数、利用者数とも漸減の傾向にあるが、原因としては、経済の安定向上に伴う就労機会の増大による利用者の減少等が考えられる。しかし、一般労働市場の就業になじみにくい人々に対する施策として、なお重要な役割を果たしている。

各論

第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得対策

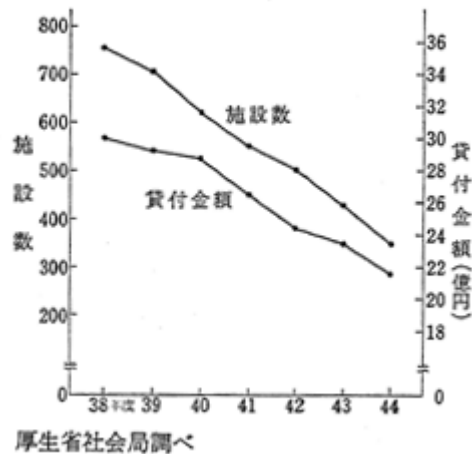
3 公益質屋

公益質屋は、市町村(特別区を含む)または社会福祉法人が設置経営するもので、民営質屋と比較すると、流質期限、利率その他の点で質置主体位の制度となっており、低所得者に利用されている。

近年における公益質屋の設置状況および貸付状況は、第4-4-3図のとおりで、利用者の減少などにより年々減少の傾向にあるが、44年度において約47万件、22億円の貸し付けが行なわれているということは、なお相当の数にのぼる利用者がいることを示しているもので、公益質屋が設置されている重要な意義があるものといえる。なお住民に対して制度内容の周知を図るなど、地域の実情に応じた利用者のための適切な配慮が望まれるものである。

第4-4-3図 公益質屋数および貸付状況の推移

第4-4-3図 公益質屋数および貸付状況の推移



## 各論

### 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第4節 低所得対策

##### 4 低家賃住宅

公営住宅は、現在、収入月額2万4,000円をこえ4万円以下の階層を対象とする第一種住宅と、月収2万4,000円以下の階層を対象とする第二種住宅とに分れている。

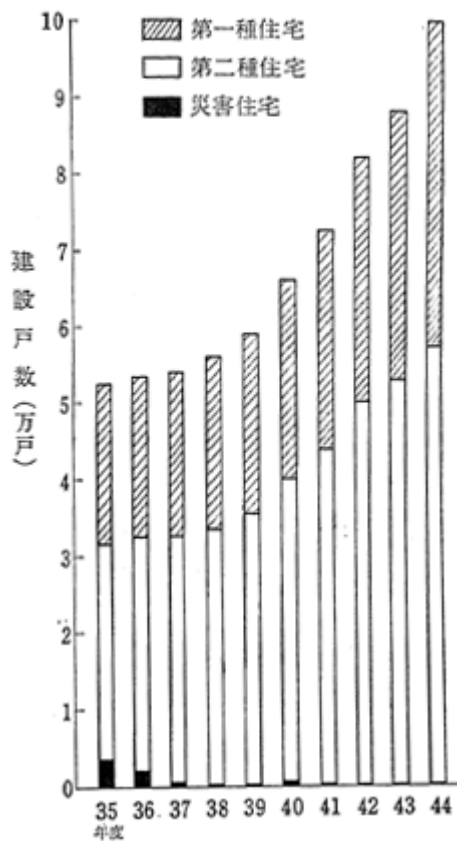
このうち、第二種公営住宅については、低所得者の生活に重大な関連を有するところから、厚生大臣はその建設計画の作成、家賃および入居条件等の変更その他について、建設大臣から協議を受けている。

公営住宅の建設は、公営住宅法に基づき年次計画により、行なわれているが、44年度末現在の建設戸数は約137万4,000戸で、その内訳は第一種住宅が65万7,000戸、第二種住宅が54万9,000戸、災害その他の住宅16万8,000戸となつている。44年度においては、第一種住宅4万2,375戸、第二種住宅5万7,343戸、災害住宅48戸がそれぞれ建設された(第4-4-4図参照)。

なお、41年6月に制定された住宅建設計画法においては、45年度までに「一世帯一住宅」の実現を図るための住宅建設五か年計画が実施されている。これによると第一種住宅17万6,000戸、第二種住宅26万4,000戸(公営住宅の6割)の建設が行なわれることになつている。

#### 第4-4-4図 公営住宅建設の推移

第4-4-4図 公営住宅建設の推移



都道府県においては、建設部局および民生部局の緊密な連絡のもとに、低所得階層の住宅事情のはあく、入居に際しその家賃、敷金の減免、徴収猶予措置の配慮など法の施策の促進が図られている。また、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、引揚者世帯等に対しては、公営住宅の枠内で特定目的住宅を設け、44年度においては、母子世帯向住宅1,666戸、老人世帯向住宅664戸、身体障害者向住宅817戸、引揚者向住宅150戸、特別低家賃住宅4,294戸がそれぞれ建設され、入居に際して優先的な取り扱いが行なわれている。



## 各論

### 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第5節 消費生活協同組合

---

消費生活協同組合は、一定の地域または職域において、消費者みずからがその生活の向上をはかるため自発的に組織する協同組織体である。組合が行なう事業には、生活必需品の供給、理美容施設、食堂、病院等の協同施設の利用、火災、生命、交通災害等の事故に対する共済、教育文化の事業等がある。

組合数は連合会を含めて昭和44年3月31日現在1,213で前年とほとんど変わらないが、組合員数は1,008万人に達して前年より77万人の増加となっており、そのうち過半数の613万人が共済事業を行なう組合の組合員となっている。

事業の状況をみると、供給事業の43年度における供給高は1,494億円で、食料品がその半分近くを占めており、土地建物も著しく増加している。

利用事業は、利用高195億円で、食堂、病院がその大半を占めている。

共済事業は、火災共済金額の最高限度を500万円に引き上げた組合も現われ、また、交通事故の激増に対処する交通災害共済のほか、自動車共済としての対人賠償・対物賠償共済を行なう組合も現われている。

住宅事業は、年金福祉事業団からの借入資金に依存している組合が多く、この融資は重要なものになっている。年金福祉事業団の融資は、住宅のほか療養施設、厚生福祉施設についても行なわれており、この貸付額は36年度から44年度まで総額91億円にのぼっている。

消費生活協同組合は、戦後の日用必需品の確保を中心とするものから、近年は生活全般にわたり事業を拡大しているが、最近では日本経済における最大の課題の一つとなっている物価対策からもその果たす役割が注目されてきている。すなわち、消費生活協同組合は、青果物、食肉、鶏卵、冷凍水産物等について農業協同組合および漁業協同組合と直結して計画出荷をすすめ、組合員に消費物資を安定的に供給しており、また、共同仕入れによる流通経費の節約などを行なつて組合員の消費生活の向上を図っている。今後、これらの施策をさらにすすめるためにも出資金の増額等による自己資本の充実、組合員の自主的活動の強化促進等組合の体質強化についていつそうの配慮が望まれるところである。

---

各論

第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

1 災害救助

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体および国民の協力のもとに応急救助を実施するものである。

昭和44年度に発生した災害にかかる災害救助法の適用状況は第4-4-13表のとおりであり、6月下旬から7月上旬に鹿児島、宮崎、福岡を中心に被害をもたらした集中豪雨、ついで新潟県他4県に被害を出した8月集中豪雨等の災害にみられるように、大きな被害が発生した災害もあつた。44年度の災害の被害状況および救助費用を示せば第4-4-14表のとおりである。

第4-4-12表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

第4-4-12表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

			総数	供給	利用	共済	供給 利用	供給 共済	利用 共済	供給 利用 共済	不明
42 年度	総	数	1,174	585	118	68	368	5	5	11	14
	地	域	516	231	113	52	100	3	5	2	10
	職	域	658	354	5	16	268	2	—	9	4
43 年度	総	数	1,172	563	121	71	371	7	5	9	25
	地	域	522	223	118	56	105	4	4	2	10
	職	域	650	340	3	15	266	3	1	7	15

資料：厚生省社会局「消費生活協同組合（連合会）実態調査」

(注) このほか、連合会が42年度は38、43年度は41ある。

第4-4-13表 災害救助法の適用状況

第4-4-13表 災害救助法の適用状況

		適用市(区)町村			
		総数	市(区)	町	村
総数		43	13	26	4
火災		2	1	1	—
水害		41	12	25	4
その他		—	—	—	—

厚生省社会局調べ

第4-4-14表 災害の被害状況および救助費用

第4-4-14表 災害の被害状況および救助費用

	県名	人的被害(人)				住家の被害(世帯)				救助費用(千円)	
		総数	死者	行方不明	負傷	総数	全壊	半壊	床上浸水		床下浸水
6月下旬から7月上旬の集中豪雨	鹿児島県、宮崎県、福岡県	412	28	—	384	20,036	167	167	5,650	14,052	38,420
8月の集中豪雨	山形県、新潟県、富山県、長野県	175	22	2	151	19,770	205	355	7,949	11,261	87,760
台風第7号	静岡県、愛知県、青森県	4	—	—	4	2,843	1	125	1,037	1,680	7,123
その他	青森県、長野県、石川県、鹿児島県	21	1	—	20	15,384	169	24	6,581	8,610	31,185

厚生省社会局調べ

このように、災害救助法が適用された災害に対しては都道府県知事は、現に救助を必要とする者に対して、(1)収容施設の供与、(2)たき出しその他による食品の給与および飲料水の供給、(3)被服、寝具その他生活必需品の給与、(4)医療および助産、(5)災害にかかった者の救出、(6)災害のかかった住宅の応急修理、(7)学用品の給与などの救助を行なっている。

国は、都道府県の救助に要した費用の合計額が100万円以上となる場合に、その合計額と当該都道府県のその年度の標準税収見込額との割合に応じ50/100~90/100までの負担をする)とになっている。

44年度において都道府県が救助に要した費用の総額は約1億6千万円、国庫負担所要額は約8千万円であった。

なお、前述の救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償については、都道府県知事が定めることとなっているが、その場合の基準を国においては、災害救助の趣旨等からみて、諸物価の動向、その他の事情を考慮し、実態に即するよう44年度においても改善を図っている。このうち、救助の程度、方法および期間についてのおもなる改善状況は、(1)応急仮設住宅の一戸当たりの設置費用を19万円から22万円に引き上げたこと、(2)たき出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用を1人1日当たり150円から170円に引き上げたこと、(3)庄家が全壊した世帯に対して被服・寝具その他生活必需品の給与または貸与のため支出できる費用を世帯構成員数に応じて冬季500~1,500円引き上げたこと、(4)住宅の応急修理のため支給できる費用を47,000円から55,000円引き上げたことなどである。

厚生白書(昭和45年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

各論

第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

2 婦人保護

売春防止法による要保護女子(性行または環境に照して売春を行なうおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、婦人相談所、婦人相談員、および婦人保護施設などが中心となつて実施している。

婦人相談所は、各都道府県に46か所設置されており、相談、調査、判定、指導および一時保護等を業務としている。婦人相談員は、都道府県および市に475人設置されており、相談、指導等の業務を行なっている。

婦人相談所、婦人相談員が取り扱った対象者は、売春防止法施行当時においては大半が売春経歴のあるものであつたが、最近では70%が売春経歴のないものとなつており、これらの機関の活動の重点が、転落した女子の更生から、転落の未然防止に移りつつあることがうかがえる。また、年齢別構成をみると、20歳代が最も多く、44年度婦人相談所受付総数の31.6%、ついで30歳代が29.2%を占めている。特に最近の特徴としては、40歳代が20.4%と年々、高年齢化の傾向にある。また、これら機関の相談受付件数は、第4-4-15表のとおり横ばいの傾向を示している。一方、これら受付件数を相談経路別にみると第4-4-16表のとおり、本人自身が婦人相談所あるいは婦人相談員を訪れるケースの割合が最も大きく、年々増加傾向を示しており、これらの機関が広く要保護女子の相談相手として、機能を十分に発揮し、着実に成果をあげていることを示している。

第4-4-15表 婦人相談所および婦人相談員の年度別受付件数

	40年度	41	42	43	44
婦人相談所(件)	19,469	17,253	17,433	15,433	15,696
婦人相談員(人)	44,701	47,221	47,913	46,544	47,434

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

第4-4-16表 経路別受付状況の構成比

第4-4-16表 経路別受付状況の構成比 (単位:%)

		総 数	本人自身	警察関係	地方検察庁保護更生相談室	福 祉 事務所	その他
婦 人 相 談 所	43年度	(15,433) 100.0	38.6	10.9	14.2	8.1	28.2
	44年度	(15,696) 100.0	39.5	8.3	15.1	10.4	26.7
婦 人 相 談 員	43年度	(46,544) 100.0	54.5	4.4	2.3	6.8	32.0
	44年度	(47,434) 100.0	57.2	3.9	2.1	7.4	29.4

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

註 ( ) 内は受付件数

都道府県、市または社会福祉法人が設置している婦人保護施設(全国61か所)は、要保護女子を収容保護し社会復帰に必要な生活指導、職業指導等を行なっている。

これら施設に収容されている要保護女子の最近の特徴は知能指数70未満のいわゆる精神薄弱者が年々増加しつつあることである(39年度,40.8%,45年度,54.0%)。これがため、被収容者の生活指導のあり方も長期にわたる地道な指導が必要となつてきている。

さらに、近年売春の態様は潜在化の傾向にあり、要保護女子のはあく等に困難をきたしており、今後の婦人保護事業の運営にあつては、婦人保護事業関係機関を中心に、社会福祉、公衆衛生、法務、警察等関係機関との有機的な連けいを図ることにより、啓蒙、調査、指導等の活動の積極的な実施等のいつそうの強化が強く要望されている。

また、一沖繩における婦人保護事業については、45年6月8日琉球立法院において売春防止法が可決成立し、47年7月1日から全面施行(婦人の保護更生関係は同年1月1日施行)されることとなつた。

各論

第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

3 地方改善事業

(1) 同和対策事業

「同和地区」あるいは「未解放部落」といわれる地区は、昭和42年総理府が行なつた実態調査によれば、全国で3,545地区となつている。また、これらの地区における同和関係世帯数は、約26万、人口は107万人となつている。これを地方別にみると、おもに近畿・中国地方など西日本に多い。

これらの地区は、生活水準は総体的に低く、なかでも生活環境は立地条件が劣悪であるので、保健衛生上、災害予防上憂慮すべき状態にある。

厚生省においては、同和地区の環境改善を目的とする諸施設の設置、地域住民の生活改善、保健福祉の増進を図るための隣保事業の育成等を通じて同和対策を推進している。

同和対策として、厚生省が28年以降44年までに市町村に国庫補助を行なつた施設整備事業の施設の種類および実績は、第4-4-17表のとおりである。

第4-4-17表 同和対策事業施設設置状況

第4-4-17表 同和対策事業施設設置状況				
種 類			43年度末現在	44年度実施分
隣	保	館	326	27
共	同	浴 場	160	12
共	同	作 業 場	204	12
下	水	排 水 路	762	81
地	区	道 路	1,560	346
共	同	井 戸, そ の 他	458	40
計			3,470	518

厚生省社会局調べ

同和問題は、単に厚生省が行なう事業のみで解決できるものではなく、ひろく一般国民の理解と認識にあわせて、関係各省の施策が有機的、総合的に実施されることが必要である。従来の同和対策は、34年に閣僚懇談

会において了承された「同和対策要綱」に基づいて行なわれてきたが40年8月同和対策審議会が総理大臣からの諮問にこたえて、「同和地区に関する社会的および経済的諸問題を解決するための基本方策について」の答申を行なった。この答申においては、環境改善、社会福祉、産業、職業、教育、人権問題等についてその対策を提案するとともに、必要な施策を総合的、計画的に実施することならびに特別措置法の制定の必要なことなどが述べられている。

各省においては、この答申に基づいて、44年度を初年度とする長期10か年の計画を策定した(44年7月8日閣議了解)。この長期計画は、同和地区住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することを目標とし、このため同和地区と他地域との格差是正を図るとともに、国民に対する積極的な啓発活動を行なうこととされている。計画期間は前後それぞれ5年間に分け、前期計画では施策全般について社会的経済的諸事情を考慮しつつおくれた部門の施策の促進に努め、後期計画では前期計画の実施状況に検討を加え、総合的効果的な同和対策の推進を図ることとされている。

厚生省においては、主として同和地区の生活環境の改善、隣保事業の充実、社会福祉および保健衛生の向上を図るための諸施設の整備等を行なうこととされている。

一方、これらの事業を円滑に実施するため、同和対策事業特別措置法が44年7月公布施行された。

この法律は、国および地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目標を明らかにするとともに、国の行なう施策を規定し、事業実施に要する経費について特別な助成を行なうこととされている。

既に、事業実施の初年度を迎えた今日、同和対策事業は、この法律と長期計画のいわば両輪によつて、10か年の期限内になおいつそう強力に推進されることとされている。

## (2) 不良環境地区改善事業

同和地区のほかにも、都市におけるスラム、北海道における旧土人集落、石炭産業の不況の影響を受けた産炭地等においては、積極的な環境改善事業が必要である。

厚生省においては、これらの地域に対して不良環境地区改善施設の整備を行なっているが、施設の種類および実績は、第4-4-18表のとおりである。

また、大阪市の愛隣地区に対しては、愛隣総合センターの一環である愛隣病院(100床)の建設費に対し、43年、44年の2か年計画で国庫補助が行なわれたが、45年10月から総合病院として運営が開始されることとなった。

第4-4-18表 不良環境地区改善施設設置状況

種 類		43年度末現在	44年度実施分
生 活 館		148	27
共 同 浴 場		13	—
共 場 作 業 場		32	4
下 水 排 水 路		63	23
共 同 井 戸, そ の 他		41	4
計		297	58

厚生省社会局調べ



厚生白書(昭和45年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉はどのようにすすめられているか

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第6節 その他の福祉対策

#### 4 へき地対策

---

へき地においても積極的な対策が必要であるが、厚生省では40年度からへき地保健福祉館の設置に対して国庫補助を行なっている。へき地保健福祉館は、へき地住民に対し、各種の相談、講習会、集会、保育、授産などを行ない、保健福祉の積極的な増進を図ろうとするもので、44年末までに91か所が設置されている。

---